

第一回館山市議定会定例会會議錄（第五号）

昭和五十八年三月二十六日(土曜日) 午前十時

館山市役所議場

出席議員 二十五名

- 一番 神田 守隆
- 二番 石井 謀
- 四番 横溝 功
- 五番 福原 勤
- 七番 古賀 礼四郎
- 八番 石井 昌治
- 九番 松下 正己
- 一番 林 豊
- 一二番 栗原 一雄
- 一三番 近藤 好雄
- 一四番 渡辺 昭夫
- 一五番 伊藤 幸太郎
- 一七番 黒川 平治
- 一八番 流山 源次郎
- 一九番 石井 輝久
- 二〇番 石井 武敏
- 二一番 吉田 勇治郎
- 二二番 藤田 益治
- 二四番 和田 一郎
- 二五番 五十嵐 昇
- 二六番 伊賀 多朗
- 二七番 石井 正
- 二八番 安澤 徳順
- 二九番 安西 益男
- 三〇番 山口 康

欠席議員 一名

出席説明員

第一号に同じ

出席事務局職員

第一号に同じ

議事日程(第五号)

昭和五十八年三月二十六日午前十時開議

議案第十一号 館山市職員給与条例の一部を改正す

日程第一

議案第十九号

昭和五十七年度館山市一般会計補正予算(第四号)

議案第十二号

館山市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第十三号

館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第十四号

障害に関する用語の改善に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第二十号

昭和五十七年度館山市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

議案第二十一号

昭和五十七年度館山市と畜場特別会計補正予算(第一号)

議案第十五号

館山市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第十六号

市道路線の廃止について

議案第十七号

市道路線の認定について

議案第十八号

館山市国民宿舍利用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第二十二号

昭和五十七年度館山市水道事業特別会計補正予算(第三号)

議案第二十三号

昭和五十七年度館山市国民宿舍事業特別会計補正予算(第二号)

日程第三

日程第二

日程第四 陳情第二号 優生保護法改正に関する陳情書
日程第五 請願第五号 大型店出店促進に関する請願書

議案第三号 昭和五十八年度館山市一般会計予算
議案第四号 昭和五十八年度館山市国民健康保険特別会計予算

議案第五号 昭和五十八年度館山市老人保健特別会計予算

議案第六号 昭和五十八年度館山市と畜場特別会計予算

日程第六 議案第七号 昭和五十八年度館山市ユースホステル特別会計予算

議案第八号 昭和五十八年度館山市学童災害共済事業特別会計予算

議案第九号 昭和五十八年度館山市水道事業特別会計予算

議案第十号 昭和五十八年度館山市国民宿舎事業特別会計予算

日程第七 議案第二十四号 館山市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第八 議案第二十五号 人権擁護委員候補者の推薦について

開 議 午前十時十九分開議

○議長(林 豊君) 本日の出席議員数二十五名、これより第一回市議定会例会第五日の会議を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付

○議長(林 豊君) 議案を配付いたさせます。

議案の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

議案の上程

○議長(林 豊君) 日程第一、議案第十一号館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第十九号昭和五十七年度館山市一般会計補正予算を一括して議題といたします。

総務委員会委員長報告

○議長(林 豊君) ただいま議題となりました各議案は、ともに三月十四日の本会議において総務委員会に付託されたものであります。よって、これより各議案に対する総務委員会における審査の経過並びに結果につき委員長報告を求めます。

総務委員会委員長横溝 功君。御登壇願います。

(総務委員会委員長横溝 功君登壇)

○総務委員会委員長(横溝 功君) 去る三月十四日開会の本会議におきまして総務委員会に付託されました議案第十一号及び議案第十九号につきましては、十七日総務委員会を開催し、慎重に審査の結果、全員一致原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、審査の経過について主なる事項を申し上げます。議案第十一号館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定

についてですが、まず電算業務手当の支給を受けている職員数と職務内容、導入による省力化並びに借り上げるより購入したらどうかについてをただしたところ、職員数は七名である、キーパンチャーは電算処理ができるようにカード等をキーを打ってテープに直す作業をし、オペレーターは電算室の機械の操作を行い、プログラマーは電算室の業務内容についてプログラムを組んでおりお互いに協力し合っている、なお省力化については何人とははっきり言えないが、事務の効率化、能率化が図られ有効に活用されていると考えている。また借り上げていく方が購入するより常に新しい機械を使用できるのでよいと考えているとの答弁がありました。

次に、社会福祉業務手当について、主事の数、資格、給与と男女の差別はないかとただしたところ、人数は九名であり、通信教育等により資格を得ている。給与については社会福祉主事といえども一般職の職員であり、特別な給与は支給していない、また男女の差別はされていないとの答弁がありました。

次に、防疫作業従事手当の内容をただしたところ、館山市で発生した伝染病患者の処理に従事する職員と療養看護に従事する職員に支給するものであるとの説明がありました。

次に、議案第十九号昭和五十七年度館山市一般会計補正予算第四号についてですが、まず城山公園の整備が進められているが、現在の売店についてどのように対応するのかをただしたところ、公園法によると最高十年を限度として許可することができるとなっており、昨年の更新期にあたり二年ということ更新している公園を整備する上から立ち退き等について今後十分検討してまい

りたいとの答弁がありました。

次に、消防費中詰所建設用地購入に関連して、詰所建設の地元負担の割合はどうか、詰所の所有権、建設費、竣工の際感謝状を出さないかどうかについてをただしたところ、地元の負担金は八分の一であり、所有権は市にある、建設費は五十六年度に建設した古茂口については四百二十万円、亀ヶ原は四百十万円、五十七年度に建設した堂ノ下は三百九十八万円であった。感謝状については物資の提供とか特別なことがあった場合というふうに考えているとの答弁がありました。

次に、諸支出金中普通財産購入費に関連して、都市計画道路八幡高井線の起点と終点はどこかの説明を求めたところ、都市計画法で決定してあるのは海岸道路から杉井工業のところまでであり、そのうち事業認可を受けて整備を進めているのは八幡神社から杉井工業のところであるとの説明がありました。

なお、関連質問として、館山高校前を通る県道は交通がふくそうしており、拡幅が必要と思うが、計画はどのようになっているか、さらに上野原の市道は通学道路としても使用されているが、かなり車両の通行量がふえており拡幅する考えはないのかをただしたところ、館山高校前の県道については館山土木出張所と地元と道路拡張の問題について話し合いがされたが、地権者との協議が整っていない、また上野原の市道の拡幅については、道路の拡幅はあくまでも用地の寄附を条件に行っており、地元でそのような対応ができれば改良工事として取り上げていきたいとの答弁がありました。

以上、本委員会に付託されました議案二件について、総務委員

会の審査の概要を申し上げ、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 豊君） ただいまの委員長報告について御質疑を願います。御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

討 論

○議長（林 豊君） これより討論に入ります。

通告がありますので発言を許します。

一番議員神田守君。御登壇願います。

（一番議員神田守隆君登壇）

○一番（神田守隆君） 議案の第十九号昭和五十七年度館山市一般会計補正予算第四号について反対の討論をいたします。

公務員労働者は労働者として基本的な権利であるストライキ権や団体交渉権など労働基本権に重大な制約を課されており、これらの制約の代償処置としていわゆる人事院制度があるわけで

政府はこの人事院の勧告を実施するのが当然の責任であります。この問題は人事院勧告制度の根幹に係る問題であろうかと考えま

す。

政府は、勧告の凍結を決定し、地方自治体に対してもこの処置に従うよう強要していますが、地方自治体に対する重大な干渉と言わなければなりません。

さらに、こうした凍結で凍結された給料の総額は市の職員だけでも一億円以上、市内在住の県職員や国家公務員などを含めるとその凍結総額は相当なものに上るものと思われま

す。市は、その凍結による影響も甚大で、地域経済の沈滞を招くなどの影響も出てきております。

したがって、こうした人事院の勧告を凍結するという処置は絶対に容認することができません。この補正予算に見られる職員の給与改善費の減額補正などは政府の人事院勧告を直ちに、速やかに実施するよう強く求め、反対の討論をいたします。

○議長（林 豊君） 以上で一番議員神田守隆君の討論を終わります。

以上で通告者による討論を終わりますが、通告をしない議員で討論はございませんか。——討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（林 豊君） これより採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第十一号館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

議案第十一号についての委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって議案第十一号館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については原案どおり可決されました。

次いで、議案第十九号昭和五十七年度館山市一般会計補正予算

について起立により採決いたします。

議案第十九号についての委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 豊君) 起立多数であります。よって議案第十九号昭和五十七年度館山市一般会計補正予算は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長(林 豊君) 日程第二、議案第十二号乃至議案第十四号及び議案第二十号並びに議案第二十一号の各議案を一括して議題といたします。

文教民生委員会委員長報告

○議長(林 豊君) ただいま議題となりました各議案は、ともに去る三月十四日の本会議において文教民生委員会に付託されたものであります。

よって、これより各議案に対する文教民生委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

文教民生委員会委員長黒川平治君。御登壇願います。

(文教民生委員会委員長黒川平治君登壇)

○文教民生委員会委員長(黒川平治君) 文教民生委員会におきまして審査の概要につきまして御報告申し上げます。

去る十四日開会の本会議におきまして本委員会に付託されまし

た各議案につき、十七日委員会を招集し、慎重に審査いたしました結果、議案第十二号乃至議案第十四号及び議案第二十一号については全員一致をもって、議案第二十号については賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、審査の内容について主なる事項を申し上げます。

議案第十三号館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。補助職員の定数について説明を求めましたところ、事務職員等八名、調理員二十八名の計三十六名であるとの説明がありました。

次に、議案第十四号障害に関する用語の改善に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。重度障害とはどの範囲を考えているのかについて説明を求めましたところ、身体障害者については一、二級、精薄者についてはAクラスの者として取り扱っているとの説明がありました。

次に、議案第二十号昭和五十七年度館山市国民健康保険特別会計補正予算第二号について、老人保健法の施行に伴う事務の内容や職員の配置等変更はないかについてたどしましたところ、老人保健は二月から実施され、福祉事務所において事務を行っているが、事務の内容はほぼ同様であり、本年度は職員の配置を変えていない、四月から新しい仕事もふえるので経験のある職員を配置する予定であるとの説明がありました。

以上、本委員会におきます審査の概要を御報告申し上げます。文教民生委員長報告を終わります。

○議長(林 豊君) ただいまの委員長報告について御質疑を願います。御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

○議長（林 豊君） これより討論に入ります。

通告がありますので発言を許します。

一番議員神田守隆君。御登壇願います。

（一番議員神田守隆君登壇）

○一番（神田守隆君） 議案の第二十号昭和五十七年度館山市国民健康保険特別会計補正予算第二号につき反対の討論をいたします。人事院勧告の凍結による職員の給与改善費の減額に反対し、人事院勧告の速やかな実施を強く求めるとともに、また国保の事務は本来国の委任事務であり、国が負担すべき事務費が国が十分にその支出をしないためにいわゆる国保の加入者がこれを負担する超過負担の問題が生じています。国はその本来の責任を十分に果たし、この超過負担を解消するよう強く求めるとともに、もはや負担の限界を超えた国保税の減税を実施するよう主張し、反対の討論をいたします。

○議長（林 豊君） 以上で一番議員君の討論を終わります。

以上で通告者による討論を終わります。

通告をしない議員で討論はございませんか。——討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（林 豊君） これより採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第十二号乃至議案第十四号について一括して採決いたします。

議案第十二号乃至議案第十四号についての委員長の報告は原案可決であります。

各議案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって議案第十二号

乃至議案第十四号の各議案はいずれも原案どおり可決されました。

次いで、議案第二十号昭和五十七年度館山市国民健康保険特別会計補正予算について起立により採決いたします。

議案第二十号についての委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 豊君） 起立多数であります。よって議案第二十号昭和五十七年度館山市国民健康保険特別会計補正予算は原案どおり可決されました。

次いで、議案第二十一号昭和五十七年度館山市と畜場特別会計補正予算について採決いたします。

議案第二十一号についての委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十一

号昭和五十七年度館山市と畜場特別会計補正予算は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長(林 豊君) 日程第三、議案第十五号乃至議案第十八号及び議案第二十二号並びに議案第二十三号の各議案を一括して議題といたします。

建設経済委員会委員長報告

○議長(林 豊君) ただいま議題となりました各議案は、ともに去る三月十四日の本会議において建設経済委員会に付託されたものであります。

よって、これより各議案に付する建設経済委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

建設経済委員会副委員長石井輝久君。御登壇願います。

(建設経済委員会副委員長石井輝久君登壇) (拍手)

○建設経済委員会副委員長(石井輝久君) 建設経済常任委員会に付託されました議案第十五号乃至第十八号並びに第二十二号及び第二十三号の六件につきましては、それぞれ慎重に審査し、いずれも全員一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以下、委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は去る十九日、市庁舎内会議室で開会いたしました。

まず、議案第十五号館山市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。国と県の占用料、使用料

等はすでに相当程度引き上げておりますので、館山市道路占用料徴収条例第十条中の別表を別表(第二条)と改めて料金を引き上げ、また館山市都市公園条例第十条の一部を改正し、使用料又は占用料別表(第十条)のとおり引き上げ、さらに館山市漁港管理条例の一部を改正し、新たな占用料を別表(第十四条第一項)のように引き上げ、それをそれぞれ定め、四月一日から施行しようとするものであります。

現下の諸般の情勢を勘案し、妥当なものとして全員一致承認することに決しました。

議案第十六号と第十七号は、いずれも西岬地区の学校統合により通学用として新設された道路四百メートルを、在来の市道見物五号線四百七十六メートルと接合させ、合わせて百七十六メートルを新たに市道見物五号線とし、また別に新設された通学用自動車道九十八メートルを市道波左間六号線として認定しようとするもので、時宜を得た措置として全員異議なく承認することに決しました。

議案第十八号館山市国民宿舎利用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これはいわゆる鳩山荘の料金を引き上げようとするものであります。

今回、環境庁から国民宿舎の利用料基準の改定通知があったため料金の引き上げで、従来は宿泊利用料一本で定めてあったのを区分し、週末等利用料と平日利用料の二つに分け、さらに業泊料金を定めようとするもので、県内国民宿舎統一料金であります。また、鳩山荘だけにあるトイレ付きの特別室は二〇％アップ、バス、トイレ付きが五〇％アップとする案でありまして、いずれも

時節柄妥当なものとして全員一致して承認いたしました。

なお、付属のスポーツ施設を設けて観光客を誘致する考えはないかとの発言があり、半澤市長から、敷地の関係で新設は困難だが東小学校跡地に設ける各種スポーツ施設を鳩山荘のみならず民宿の客にも利用してもらうように努めたいとの意欲的な答弁がありました。

議案第二十二号館山市水道事業特別会計補正予算につきましては、収益的支出、資本的収入並びに支出をそれぞれ減額しようとするものでありますが、主なものとしては給与費の減額であり、当然な措置として承認するに決しました。

議案第二十三号国民宿舎事業特別会計補正予算につきましては、経営努力をするための時間外手当と光熱水費等の増加による増額であり、なお一層の御努力を望み、適当なものとして全員異議なく承認するに決しました。

本委員会に付託されました案件の審査の経過並びに結果については以上のとおりであります。

満場の議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（林 豊君） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

討 論

○議長（林 豊君） これより討論に入ります。

通告がありますので発言を許します。

一番議員神田守隆君。御登壇願います。

（一番議員神田守隆君登壇）

○一番（神田守隆君） 議案の第二十二号乃至議案の第二十三号、昭和五十七年度館山市水道事業特別会計補正予算第三号及び昭和五十七年度館山市国民宿舎事業特別会計補正予算第二号にそれぞれ反対の討論をいたします。

ともに人事院勧告凍結による職員の給与改善費の減額の補正がされておりますが、人事院勧告の速やかな実施を強く求め、この減額の補正に反対をするものであります。

特に、国においては国家公務員といえども現業部門の職員は仲裁裁定の実施により給与の改善がなされております。水道事業、国民宿舎事業ともにいわゆる現業部門を抱えた職種であります。国との比較においても給与の改善を図るべきであります。

この点を特に強調いたしまして反対の討論といたします。

○議長（林 豊君） 以上で一番議員君の討論を終わります。

以上で通告者による討論を終わります。

通告をしない議員で討論ございませんか。——討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

採 決

○議長（林 豊君） これより採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第十五号乃至議案第十八号について一括して採決いたします。

議案第十五号乃至議案第十八号についての委員長の報告は原案

可決であります。

各議案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 豊君) 御異議なしと認めます。よって議案第十五号乃至議案第十八号の各議案はいずれも原案どおり可決されました。次いで、議案第二十二号及び議案第二十三号の各特別会計補正予算を一括して採決いたします。

各議案についての委員長の報告は原案可決であります。

各議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 豊君) 起立多数であります。よって議案第二十二号及び議案第二十三号の各特別会計補正予算はいずれも原案どおり可決されました。

継続審査について

○議長(林 豊君) この際、申し上げます。

去る三月十四日の本会議において総務委員会に付託されました請願第一号米空母ミッドウェー艦載機の訓練基地化に反対する意見書の提出を求める請願書について、委員長から会議規則第七十五条の規定により閉会中の継続審査とされたい旨の申し出がありました。

お諮りをいたします。本請願書を委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査といたすことに御異議ありませんか。

(「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(林 豊君) 御異議がありますので、起立により採決をいたします。

本請願書を委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査といたしますことに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 豊君) 起立多数であります。よって本請願書は閉会中の継続審査と決しました。

陳情書の 上程

○議長(林 豊君) 日程第四、陳情第二号優生保護法の改正に関する陳情書を議題といたします。

文教民生委員会委員長報告

○議長(林 豊君) ただいま議題となりました陳情書は、去る十二月開会の第四回市議会定例会において文教民生委員会に付託され、閉会中の継続審査に付されたものであります。

よって、これより本請願書に対する文教民生委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

文教民生委員会委員長黒川平治君。御登壇願います。

(文教民生委員会委員長黒川平治君登壇)

○文教民生委員会委員長(黒川平治君) 陳情書の審査結果について御報告申し上げます。

本委員会において継続審査中の陳情第二号優生保護法改正に関する陳情書につきまして、十七日の委員会において審査を行いま

したところ、法律で厳しく規制しても中絶はなくならないし、むしろヤミ墮胎がふえることが憂慮され、現状では法改正をすべきではないとの意見があり、全員一致をもって不採択とすべきものと決しました。

以上、審査の概要を申し上げ、委員長報告いたします。

○議長（林 豊君） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告はありませんでした。討論はございませんか。——討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

採 決

○議長（林 豊君） これより採決いたします。

陳情第二号についての委員長の報告は不採択であります。

陳情第二号を委員長の報告どおり不採択と決しますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって陳情第二号は不採択と決しました。

請願書の上程

○議長（林 豊君） 日程第五、請願第五号大型店出店に関する請願書を議題といたします。

建設経済委員会委員長報告

○議長（林 豊君） ただいま議題となりました請願書は、去る十二月開会の第四回市議会定例会において建設経済委員会に付託され、閉会中の継続審査に付されたものであります。

よって、これより本請願書に対する建設経済委員会における審査の経過並びに結果につき委員長報告を求めます。

建設経済委員会副委員長石井輝久君。御登壇願います。

（建設経済委員会副委員長石井輝久君登壇）

○建設経済委員会副委員長（石井輝久君） 本委員会に付託されました請願第五号大型店出店促進に関する請願の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る十九日に委員会を開き、一般議案六件を全員一致承認すべきものと決した上で一たん休憩、協議を重ねた上で再開、直ちに本案を上程し、全員一致をもちまして採択すべきものと決しました。

審査の経過並びに結果は以上のとおりであります。なにとぞ満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長（林 豊君） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

討 論

○議長（林 豊君） これより討論に入ります。通告はありませんでした。討論はございませんか。

（一二番議員栗原一雄君登壇）

○一二番(栗原一雄君) 請願第五号大型店出店促進に関する請願について反対の討論を行います。

現在、大型店出店については、第二次商業活動調整協議会が昨年十二月に発足して審議に入っております。もちろん調整にあたっては慎重なる審査のもとに、地域の政策的視点がより反映され、本市の施策との有機的な連携を図り、大型店出店後の地域に与える影響等の調査を行っており、その出店規模を調整しようとするものであります。

したがって、公平な審査を行うために、国において通商産業局の商工労働部長及び地元小売商業関係者、中小企業団体及び消費者団体の代表など幅広く利害関係者を交え、将来起こり得る問題点、小売商業を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえ、消費者の利益保護を配慮しながら地元の事業活動の適正化を図ろうとする専門的な機関でございます。

したがって、その商業調整協議会の公正なる審議を見守り、結論を待つべきものと考えます。

以上の理由によって反対いたします。

○議長(林 豊君) 他に討論はございませんか。

(九番議員松下正己君登壇)

○九番(松下正己君) 私は、ただいま議題となっております請願第五号大型店出店促進に関する請願について反対の討論を行います。

大型店出店問題については、現在商調協において慎重に審議されておることは申すまでもありません。

このような状態の中で、館山市は都市計画事業の推進を図り、

駅周辺市街地再開発に対し既存の商店に協力を要請、関係商業会は積極的に道路拡幅を基本としての町づくりを専念しており、また県のモデル商店街指定事業の認可を受けるためにすでに申請が出され、認可も四月との見込みもついていると聞いています。

このようなとき、もし出店がなされれば、商店街再開発事業計画に支障を来すことは明らかであり、せっかくみずから商業者のモラルを見直そうとしておる方たちの挫折を招くものだと思います。市長は、かつて既存の商店の努力が足りないと言われ、答弁されておりましたが、現在は商店の方たちの意向も慎重に考えなければならぬと答弁内容も既存商店街の努力を認める方向へと変わっております。

三月二十日付某紙上には、委員会の中においても商店街の寄附が発言されたように書いてありました。また、山田部長の説明にいても、出店は都市間の格差を縮めるためと前置きし、既存商店に対して十分立ち行くよう配慮する必要もあると結んでおります。各既存商店街の皆さまが大型店出店に対して真剣に対処しておる現在、早期出店は抑え、今後行政指導の中で明確な路線が打ち出されるまで慎重に対応すべきであると考えます。

以上の理由をもって反対の討論いたします。

○議長(林 豊君) 他に討論はございませんか。

(一番議員神田守隆君登壇)

○一番(神田守隆君) 大型店出店促進に関する請願に反対の討論をいたします。

大型店の出店は館山の商業と駅前再開発などの都市計画に重大な影響を与える問題であります。

許容範囲を超えた大型店の出店は地元商業を衰微させ、大型店による独占状態を生みだすことになり、その結果消費者は選択の自由を奪われることとなります。大型店の野放しの出店は認められません。したがって、その許容範囲はいかにあるべきか、店舗面積の許容範囲については商調協の場で審議されている段階であり、その審議を十分に尊重するべきであります。

また、大型店の出店問題も一つの契機としながら、地元商業者による駅前再開発など、消費者の利便の向上、安全で楽しい買い物のできる町づくりへと急速に機運が盛り上がりつつあります。市の商業配置のあり方、都市づくりのあり方からも重要な時期を迎えていると考えます。

昨年の九月市議会において、出店時期について市長の所信を尋ねたときに、市長は三年乃至四年ぐらいは先であってほしいと考えており、市長は三年乃至四年ぐらいいは先であってほしいと考えておりますと答えておりますが、駅前再開発など町づくりの重要性を考えれば当然のことです。大型店の野放しの出店は駅前再開発、商業の配置などの町づくりを実施不可能にしてしまわなければならない。

以上の点から、市議会としては大型店の出店にあたってはその許容店舗面積、都市計画との整合性、さらに出店の時期など十分な調査と検討を進めるよう求めるべきであり、それが済まない当面の間は進出を凍結するよう求めるべきであります。従ってこの請願の採択を求めた建設経済委員会の報告には同意できません。従ってこの大型店促進に関する請願に反対いたします。

○議長（林 豊君） 他に討論はありませんか。

動議

○一九番（石井輝久君） 議事進行について動議を提出いたします。

今後の議事進行につきまして暫時休憩を求めます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

（「議長、会議続行」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） ただいま一九番議員から動議が出ましたが、

暫時休憩することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

（「動議成立だよ、賛成者がいるから。動議は成立して

いますよ」と呼ぶ者あり）

（「動議は諮ればいい」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） それでは採決をいたします。

休憩することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「いや、会議規則で動議成立しているでしょう、動議

成立していませんよ」と呼ぶ者あり）

○事務局長（高尾 豊君） 動議は成立しますから、議長がお諮りしていただきます。

（「動議は成立しているんだから休憩しなくちゃ。会議

規則見てごらん下さいよ。動議は成立していませんよ。

会議規則よく見てくださいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 動議は成立をいたしましたのでお諮りを申し

上げます。

休憩することに御異議ありませんか。

（「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 賛成少数であります。

会議を続行いたします。

他に討論はございませんか。——討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

採 決

○議長（林 豊君） これより採決いたします。

採決は起立により行います。

請願第五号についての委員長の報告は採択であります。

本請願を委員長の報告どおり採択と決しますことに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 豊君） 起立少数であります。よって請願第五号は不採択と決しました。

議 案 の 上 程

○議長（林 豊君） 日程第六、議案第三号乃至議案第十号昭和五十八年度一般会計及び各特別会計予算を一括して議題といたします。

予算審査特別委員会委員長報告

○議長（林 豊君） ただいま議題となりました各会計予算は、ともに去る三月十五日の本会議において特別委員会を設置し、付託されたものであります。

よって、これより各会計予算に対する予算審査特別委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長栗原一雄君。御登壇願います。

（予算審査特別委員会委員長栗原一雄君登壇）

○予算審査特別委員会委員長（栗原一雄君） ただいま議題となりました議案第三号乃至議案第十号昭和五十八年度館山市一般会計予算並びに特別会計予算に係る予算審査特別委員会におきます審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

去る十五日開会の本会議におきまして設置されました本委員会を二十二日招集し、各会計における予算につき慎重に審査を行いました。

以下、委員会におきます質疑応答等整理いたしましたので、その概要を御報告申し上げます。

まず、一般会計歳出、総務費中、市民交通傷害保険負担金が計上されておりますが、この加入状況について説明を求めましたところ、五十四年度から五十七年度の状況では市民の約一割が加入しているとの説明がありました。

さらに、本制度はほとんどの市において実施されており、全国的な制度となっているところから、国の制度として実施することが望ましいのではないかとの意見に対し、市では最低的な補償という考え方で行っているが、現在民間においても各種の保険制度が充実してきており、むしろ民間サイドで行うことが望ましいとの考え方が示されました。

次に、納税組合奨励金につきましては、納税のあり方という観点から本議会においてもたびたび論議されてきているところであります。本委員会としてもまず組合数と各税目別の納税組合による収納割合について説明を求めましたところ、本年度二百六組合というところで積算し、一般市税において三四・八%、国保税に

おいて五七・七の収納を考えているとの説明がありました。

また、納税組合の今後のあり方についての考えを伺いましたところ、昭和四十年当時二百六十の組合数があり、ピークに達していたが、その後組合数、組合員ともに減少している。納税組合が組織できるという本市の地域的な有利さもあるので、今後も口座振替制度とともに充実をしていきたいとの考えが示されました。

次に、民生費中、福祉協議会に委託している結婚相談業務について説明を求めましたところ、現在相談登録者は男三十四名、女三名で、五十五年度四組、五十六年度三組、五十七年度三組の成立をみているとの説明がありました。

次に、衛生費であります。し尿くみ取りの際、計量の正確を期されるよう従前より強く要望しており、当局においても努力されているところであり、さらに市民の理解を得る方法はないか質問しましたところ、理解を得るためにはくみ取りの際立ち会って目盛りを確認していただくことがよいと考えるが、さらに市としてもトラブル防止のために今後とも職員の資質の向上、技術の向上について環境保全公社に指導していくとの説明がありました。

次に、労働費中、勤労者厚生対策預託金が計上されていますが、貸付状況について説明を求めましたところ、労働金庫が貸付の窓口となっており、五十七年十二月末現在で千二百六十八件で十七億七千二百万余、また五十七年四月から十二月末までの新規貸付については三百二十一件、三億三千八百万余であるとの説明がありました。

また、関連して地元雇用対策をどのように進めていられるか問

いましたところ、本年度安房地域雇用協議会に対する負担金も計上しており、職業安定所等関係機関と連絡をとりながら雇用対策を進めていきたいとの説明がありました。

次に、農林水産業費であります。本年よりあさり種苗放流事業が計画され、補助金が計上されておりますが、本事業が海水浴場に及ぼす影響はないか、また本事業を今後観光事業として取り上げていくとするものか説明を求めましたところ、本事業は沿岸漁業の所得の向上を目的として那古棧橋から船形にかけてのどんどん川下流において実施するもので海水浴場に及ぼす影響はない。また観光振興の面での活用についても合わせて検討していくとの説明がありました。

さらに、新事業発足とそれに伴っての補助金支出の関連性についての考え方をたえましたところ、補助金は削減していかなければならぬと考えるが、民間の活力を引き出すための呼び水と考えており、まず事業を軌道に乗せ、徐々に減少させていきたいとの考えが示されました。

次に、商工費であります。観光振興を図る観点から出野尾の衛生センター付近の観光的開発、花木の植栽、都市美化等について提案がなされ、検討されるよう要望しました。

また、地場産業を生かした観光については、現在イチゴ摘み園も盛況のようであり、本年度よりスポーツの里づくりも計画され、ふるさと産品育成事業も行われているところであり、今後さらに各関係機関と連絡をとりながら検討する旨答弁がありました。

次に、土木費であります。道路改良舗装工事が年度末に集中

している感を受けるが、どのような計画を立てて執行しているか質問いたしましたところ、予算議決後工事計画表を作成し、合わせて各課からの設計依頼等のある関係で年間の執行計画を四月早々に立て、それに基づいて着工している。国、県から前期発注の指導もあるが、たまたま五十七年度において集中豪雨、台風等の災害が発生し、そのため国庫補助金請求に伴う事務がふえ、年度末にずれ込んだものであり、意図的に年度末へ集中させているものではないとの説明がありました。

次に、消防費であります。消防団長以下報酬の明細について説明を求め、さらに本部付分団長を設置した経緯について説明を求めましたところ、五十五年より消防団の企画、連絡調整ということで設置しているが、これにより統制のとれた消防団活動が図れる旨の答弁がありました。

次に、教育費中、城山公園彫刻の径彫刻制作委託料が計上されており、彫刻の径の概要について説明を求めましたところ、教育文化の環境づくりの一環として実施するもので、城山公園の駐車場から博物館本館までの約百二十メートルの道に彫刻を八点設置し、市民の文化活動、芸術活動の一助としたいと考えている旨の説明があり、なお制作者の選定にあたっては芸大教授に依頼し、現在十名によって制作されているとの説明がありました。

次に、本年度建設予定の西岬市民体育館及び債務負担行為において建設予定の西岬西公民館の規模等について説明を求めましたところ、西岬市民体育館について、規模は五百平方メートル、八月工事発注の予定であるが、国の補助金の内示が早くなればそれに合わせて工事発注を行う。また西岬西公民館について、規模は三百

四十平方メートル、五十八年度から五十九年度にかけて建設する旨説明がありました。

次に、歳入であります。都市計画税増額の理由について説明を求めましたところ、家屋の新増築、五十七年度評価がえを行った関係の負担調整による宅地の課税標準の上昇、また宅地への転用等により増額計上したとの説明がありました。

次に、地方交付税についてであります。地方財政計画で示された以上の減額がなされていることについて説明を求めましたところ、国、県の見積もり指導により積算したが、地方財政計画では四・九％の減を見ており、これを当市に置きかえた場合、経常経費について四・三％増、投資的経費については単位費用の減額、さらに義務教育施設、衛生センター建設事業に係る経費が大幅に減となる関係で九・九％減を見込み、また基準財政収入額が国の見込みを若干上回ることもあり、全体として前年度対比八・九％の減と推計したとの説明がありました。

次に、繰越金が一億五千万円計上されていますが、現時点における見込みについて説明を求めましたところ、五十七年度決算見込みについては、流動的な要素があるが、歳入総額を百億六千五百万と見込み、歳出総額についてはコミュニティセンターの二億一千二百万の通次繰り越しを除き、さらに不用額を六千万程度と推計し、九十六億七千万程度と見込んでおり、実質収支として三億五千万程度という見通しを立てているとの説明があつました。

次に、国民健康保険特別会計であります。国民健康保険税の減額の理由につきましては、老人保健法の実施に伴い国保会計の療養給付費、療養費、高額療養費から除かれる老人分と老人保健

会計への拠出金を相殺した上での減額であるとの説明がありました。

さらに、国民健康保険税の限度額について、現在地方税法の改正案が国会において審議されているが、その中で限度額を二十八万円に引き上げるとされている。当市は従来地方税法に合わせ、条例改正を行ってきているところであるが、具体的には本算定時点で検討したいと考えている旨説明がありました。国民健康保険税は被保険者にとってかなり重い負担となっているので、できるだけ限度額を抑えていくよう要望いたしました。

次に、老人保健特別会計であります。本会計の対象人員については、二月一日現在七十歳未満のねたきり老人八十七人、七十歳以上四千六百九十三人と説明がありました。

また、支払い基金交付金については、支払い必要額として十七億一千九百四十四万一千円が予定されており、この七割を交付金として計上したとの説明がありました。

次に、と畜場特別会計であります。と畜場の運営にあたっては、その利用の状況からして広域圏での運営を要望しているところであり、市の考え方を質問しましたところ、市としても継続するとすれば市外、市内半々という利用状況から広域で運営すべきものとして、広域圏に対し問題を提起しているが、結論が出ていない。最悪の場合には廃止もやむを得ないと判断しているとの考えが示されましたが、単に業者だけのものでもなく緊急と畜場的な役割を持っているので何らかの形で存続されるよう要望いたしました。

次に、ユースホステル特別会計についてであります。事業収

入が減額計上されていることから、最近における利用状況、減少の原因について説明を求めましたところ、利用者が年々減少しているが、これは全国的な傾向となっており、その原因としては会員の減少、また民宿等他の宿泊施設を利用する傾向がふえてきたことが挙げられるが、全国平均の利用率が二〇〇であるのに対し本市の場合四〇〇程度の利用率を維持しているとの説明がありました。

なお、運営にあたっては特段の努力を要望いたしました。

次に、学童災害共済事業特別会計であります。本制度が実施されて以来相当期間経過しているにもかかわらず見舞金の額がほとんど変わっていないと思われるが、他市との比較ではどうか質問しましたところ、一級から七級まで傷害の状況に応じて給付するが、他市に比べて低いことはないとの説明がありました。

次に、水道事業特別会計であります。根幹事業実施計画によると五十八年度から六十年にかけて拡張事業が計画されているが、本年度事業の内容について、また合わせて館野、九重地区の水道布設にどう対応するか説明を求めましたところ、五十八年度は認可申請に必要な基本計画を立て、できれば五十九年度から水源拡張を行い、館野、九重を含めて総合的な水源対策を考えているとの説明がありました。

以上、本委員会における審査の概要を申し上げましたが、市当局におかれましては、今後予算の執行、行政運営にあたって本委員会の要望、指摘事項等十分配慮されるよう要望いたしました。付託を受けました議案第三号乃至議案第十号昭和五十八年度館山市一般会計予算及び特別会計予算は全員一致をもって原案どおり

可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（林 豊君） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑を願います。——御質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

討 論

○議長（林 豊君） これより討論に入ります。

通告がありますので発言を許します。

一番議員神田守隆君登壇願います。

（一番議員神田守隆君登壇）

○一番（神田守隆君） 議案の第三号昭和五十八年度館山市一般会計予算及び議案第四号昭和五十八年度館山市国民健康保険特別会計予算に反対の討論をいたします。

中曽根内閣は本格的な軍拡への道を踏み出しながら、財政危機を理由に福祉や教育、特に地方財政などに犠牲を押し付けています。住民生活の安定と向上、地域の発展に責任を持つ国と対等の機関として地方自治体や議会が国の政策にも堂々と積極的に発言し、その誤りをただす気概なしに一千海里航路帯防衛や三海峡封鎖、日本列島不沈空母などを広言してはばからない中曽根政権に對抗して地方自治を守り抜くことなどできないと考えます。国の方向を誤らないために敢然と発言する地方自治体が求められているときはいまをほかにないと思います。

昭和五十八年度館山市一般会計予算を見ると、中曽根内閣の地方自治切り捨て策の影響はきわめて重大であります。たとえば

地方交付税は十四億二千二百万円が計上されていますが、対前年比一億三千八百六十万円も減少をしております。政府の地方財政計画においても地方交付税は対前年比四千六百十五億円もマイナスとなっております。地方交付税の算定基礎は国税三税の三二%であります。地方財政計画策定上財源が引き続き著しく不足する場合は地方交付税法によって税率を引き上げることができるとされています。昭和四十一年度以来三二%に固定されている地方交付税の地方への交付割合を引き上げるよう市においても国に強く働きかけるよう主張いたします。

国有提供施設等所在市町村助成交付金、いわゆる基地交付金が六千八百万円、前年対比でマイナス三百万円となりましたが、もともと固定資産税相当分としても十分に補償されてはいません。国の一方的な理由で減額されるなど理解できないところであります。この際、基地の縮小を求めるよう強く主張いたします。

特に、ミッドウェーなどのアメリカの空母艦載機の訓練基地化など絶対に認めることはできません。

さらに、市民の税負担の増大、個人市民税等の値上げあるいは保育料の引き上げなど市民の負担増も重大であります。

以上の点を特に主張し、一般会計当初予算に対する反対の討論をいたします。

次に、国保税はすでに負担の限界を超えていることは先ほどの予算委員会報告の中にもうかがえます。国保税の減税を強く主張いたします。

また、国保事務費の加入者負担など口やかましく言われていますが、国保は国の委任事務である、事務費は本来国が全額負担す

べきであります。国保会計予算においても多大の超過負担が市民の負担として計上されているわけで、こうした点を強く指摘し、反対の討論を終わります。

○議長（林 豊君） 以上で一番議員君の討論を終わります。

以上で通告者による討論を終わります。

通告をしない議員で討論はありませんか。——討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（林 豊君） これより採決を行います。

採決は分割して行います。

まず、議案第三号昭和五十八年度館山市一般会計予算について起立により採決をいたします。

議案第三号についての委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 豊君） 起立多数であります。よって議案第三号昭和五十八年度館山市一般会計予算は原案のとおり可決されました。次いで、議案第四号国民健康保険特別会計予算について起立により採決いたします。

議案第四号についての委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 豊君） 起立多数であります。よって議案第四号国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第五号乃至議案第十号の各特別会計予算を一括して採決いたします。

議案第五号乃至議案第十号の各特別会計予算についての委員長報告は原案可決であります。

各特別会計予算を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって議案第五号乃至議案第十号の各特別会計予算はいずれも原案どおり可決されました。

議 案 の 上 程

○議長（林 豊君） 日程第七、議案第二十四号館山市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

○議長（林 豊君） 朗読は終わりました。

議 案 の 内 容 説 明

○議長（林 豊君） 議案の説明を求めます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 議案第二十四号館山市固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

館山市固定資産評価審査委員会委員であります藤田好治君が昭和五十八年三月二十七日をもって任期満了となりますが、最適任者でございます同君を引き続き選任いたしたく存じますので御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 豊君） 説明は終わりました。

御質疑を願います。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（林 豊君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託並びに討論省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（林 豊君） よって、これより採決いたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決しました。

議案の上程

○議長（林 豊君） 日程第八、議案第二十五号人権擁護委員候補

者の推薦についてを議題といたします。
議案の朗読を願います。

（書記朗読）

○議長（林 豊君） 朗読は終わりました。

議案の内容説明

○議長（林 豊君） 議案の説明を求めます。

（市長半澤良一君登壇）

○議長（林 豊君） 議案第二十五号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員法第六条第三項の規定に基づきまして、この三月三十一日任期満了となります人権擁護委員一人の候補者推薦を求められておりますので、引き続き佐野栄昭さんを最適任といたしまして御推薦申し上げ、御承認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 豊君） 説明は終わりました。

御質疑を願います。御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（林 豊君） お諮りいたします。

本案については委員会付託並びに討論省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。

採 決

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

○議長（林 豊君） よって、これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

閉 会 午前十一時三十九分閉会

○議長（林 豊君） 以上で本定例会に付議されました案件はすべて議了されました。

よって、これにて第一回市議会定例会を閉会いたします。

○本日の会議に付した事件

一、議案第三号乃至議案第二十五号

二、陳情第二号

三、請願第五号

四、継続審査について（請願第一号）

館山市議会議長	林	豊
館山市議会議員	横 溝	功
館山市議会議員	石 井	正

